

区内道路に面し、高さ1.2mを超える塀が対象

令和9年
3月まで
助成拡大中!

ブロック塀等の カット工事に助成 (※1)

対象工事費(税抜) または 1mあたり2万円

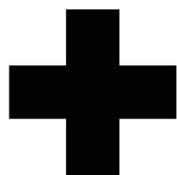
(いずれか低い額)

拡大

助成上限がなくなりました

※ 令和5年度までは上限100万円

(※1)…全撤去または道路から高さ60cm以下にカットする場合は対象



ブロック塀がなくても
目隠しになります!
(地域要望で実現)



令和6年度
新規

※2
さらに本カット工事(全撤去のみ)と同時の

フェンス新設にも助成

対象工事費(税抜)の3/4 または

1mあたり3万円 (いずれか低い額)

(※2)…アドバイザー派遣で基礎に問題ないと判断された場合はこの限りではありません

→フェンス新設を
申請する場合は…

- カット工事と同一工事で実施してください。
- ブロック塀を新造する場合は、ブロックを積み高さを60cm以下にしてください。
- 2項道路(幅員が4mに満たない細い道路)に面するフェンスを新設する場合は、建築確認申請が必要になる場合があります。

《申請の流れ》

1

専門家による
ブロック塀の調査
(無料アドバイザー派遣)

無料!

危険と判断
された場合

2

助成

※ その他条件がありますので、裏面の問合せ先にご連絡ください

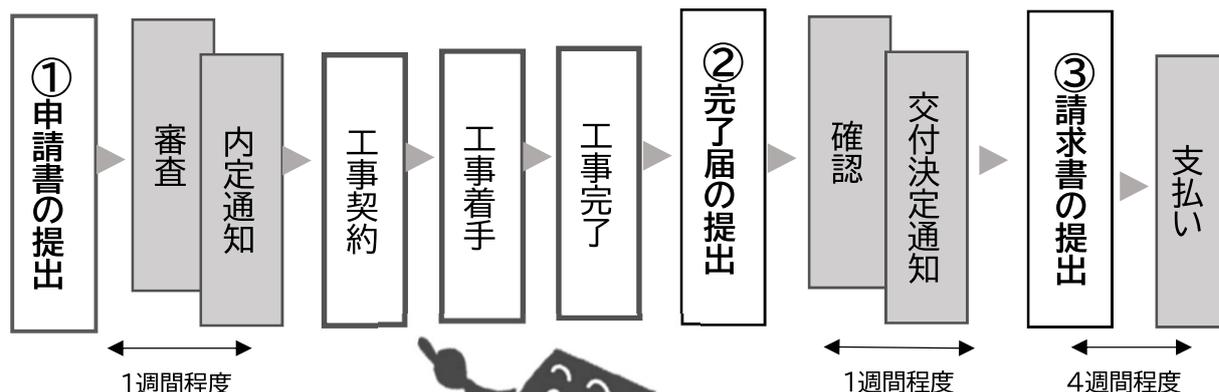
申請は裏面へ

アドバイザー派遣の申し込み

- アドバイザー派遣の申し込みをご希望される方は、窓口かホームページからダウンロードしてご記入いただくか、オンライン申請でお申しください。

△ 工事助成を希望される方は
必ず工事の前に申請を行ってください。

工事助成の流れ



工事前に申請を行う必要があります。

① 申請書の提出

- 申請書 様式第1号
- 案内図
- 建物の登記簿謄本又は
固定資産税等の納税通知書(+課税明細書)の写し
- 工事計画書
工事箇所がわかる図面等
- 現況写真
建物及び工事対象を撮影したもの
- 工事見積書(内訳書含む)
ブロック塀等撤去とフェンス設置にかかる
見積項目を分ける必要があります。
- △その他(共有者の承諾書等)
- △委任状
施工業者等が申請代行する場合は必要

② 完了届の提出

- 工事等完了届・助成交付申請書
様式第7号
- 契約書の写し
- 工事写真(施工前・中・後)
- 工事費用の支払い証明書類
領収書など
- △その他

○: 必須書類
△: 必要に応じて

③ 請求書の提出

- 助成金交付請求書
兼口座振替依頼書
様式第9号

上記のほか記載外の書類等を求めることがあります。

- ※ 内定前の工事契約及び工事着手は助成の対象外となります
- ※ 助成申請を行った同一年度内に工事完了の手続きが必要です。
- ※ フェンスの設置にはコンクリートの基礎の新設が必要です。

ただし、アドバイザー派遣で基礎に問題ないと判断された場合はこの限りではありません

問い合わせ先

建築防災課 耐震化推進第一係・第二係

☎ 3880-5317

Eメール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp